

小平市議会定例会 一般質問通告書

質問の方式 一問一答方式

質問件名 障害者差別解消法施行にあたり市、事業者、そして市民がすべきこと

【質問要旨】

障害者差別解消法がこの4月に施行されました。同法の成立は2013年で、この法律によって障がい者が権利の主体として位置づけられ、翌2014年、日本は障害者権利条約を批准し、今年度の施行に至りました。

しかし、条約や法律ができただけでは差別は解消しません。障がいがあっても暮らしやすい社会づくりのために動かなければならないのは、障がいのないマジョリティの側です。国会では法施行後の5月10日、障害者総合支援法改正のための衆議院厚生労働委員会での参考人招致で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者の岡部宏生さんが出席を拒否されるという大きな問題が起きました。岡部さんは、「国会の、それも福祉に関する最も理解をしてくださるはずの厚生労働委員会において、障害があることで排除されたことは、深刻なこの国の在り様を示しているのではないのでしょうか。」とメッセージを託しました。

小平ではこのようなことは起きないと思いますが、障害者差別解消法のみならず福祉のまちづくり条例を活かしながら、市と事業者、そして私たち市民ができることを当事者の声を聞きながら自ら考え行動し、誰もが住みやすい小平にしていくために以下の質問をします。

- ① 今年度に改定作業を行う小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画において、障害者差別解消法はどう活かされていくか。また、福祉のまちづくり条例との関係は。
- ② 福祉のまちづくり推進計画改定における当事者参加は具体的にどう保障されるか。
- ③ 障害者差別解消法により、窓口業務や選挙の投票所、緊急時や災害時など市の施策で障がい者への合理的配慮の提供が義務づけられるが、庁内での推進における課題は何か。
- ④ 障がいがあってもなくても共に暮らし誰もが生きやすい地域をつくるには、市民や事業者が障がいについて正しい知識をもって理解を深めることや、障がいのある人と交流することも大切と考える。そのために市ができることは何か。
- ⑤ 障がいがあっても共に学ぶための、教育における合理的配慮をどのように行っていくか。一つには就学相談への対応について、一つにはインクルーションを実現する一助としてのICT活用についての考えを問う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2016年5月30日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 日向 美砂子

受付番号【 】

26	25	24	23

— (/) —